

消費税の複数税率化による軽減税率の導入を求める意見書

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」との与党による平成27年度税制改正大綱の下、その導入に向け議論が進められている。

そもそも、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者が増える中で、社会保障の安定化に必要な財源を確保することなどを目的として実施され、引上げによる増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けることが決まっている。

消費税には景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題がある。そこで、この消費税率引上げについて、痛税感を和らげるとともに幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠である。

消費税における軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の税率を標準の税率より低く抑える「複数税率化」とされる制度である。

欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されている。

また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 消費税における軽減税率の導入については、平成29年4月の同税率引上げと同時にを行うこと。
- 2 消費税における軽減税率の対象品目は、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、安定的な恒久財源を確保するとともに、関係事業者を含む国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など、できる限り対象品目を幅広くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

内閣総理大臣 あて
財務大臣

福島県議会議長 杉山純一